

京都市会の基本理念・在り方について（中間案）

1 基本原則

京都市会は、長年にわたる自治の伝統を引き継ぐまち・京都において、「地方自治の本旨」に基づく京都ならではの地方自治を実現する。

日本国憲法は、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、「地方自治の本旨に基いて」、法律でこれを定めることとし、これを受けて、地方自治法は、「地方自治の本旨に基いて」、地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱等を定めている。

「地方自治の本旨」とは、「住民自治」、すなわち、地方の行政は原則として地方の住民自らの責任と負担において行われることと、「団体自治」、すなわち、地方の行政は国から独立した法人格を持つ地方公共団体によって自主的に行われるべきことを意味する。日本国憲法と地方自治法は、このような「地方自治の本旨」に基づく地方自治を保障するとともに、その振興と発展を期待しているものである。

ところで、ここ京都のまちは、長年にわたる京都特有の自治の伝統を引き継いでいる。上京、下京の自治の歴史は中世にまで遡り、明治元年に、上京、下京は、上大組、下大組と改称され、明治2年には、上京33番組、下京32番組の町組に改編され、これらが新たな行政基盤となり、この町組ごとに、町組の経費負担により、小学校と町組会所を併設する番組小学校が設立された。この小学校区は、その後明治25年に学区と改称し、現在も「元学区」と呼ばれ、京都独自の地域住民の自治の単位として機能している。

京都市会は、このような京都特有の自治の歴史を踏まえつつ、京都市長と共に、「地方自治の本旨」に基づく京都ならではの地方自治を実現する。

2 市民と議会との関係

京都市会は、常に市民と一体となり、広く市政に関する情報を市民と共有するとともに、市民の議会活動への参画の機会の充実を図る。

議会を構成する議員は、市民により直接選挙されるが、このことは、市長についても同じである。しかし、議員・議会が市長と異なるのは、議員は3箇月以上市民でなければ被選挙権がないが、市長は市民でなくてもよいということのほか、市長が独任制であるのに対し、議会が合議体であるということである。そのため、議会を構成する議員は、市民の代表であるという立場に軸足が置かれ、市民と議会との関係は、市民と市長との関係以上に、より多くの市民の意思を調整して集約を図ることが期待されている。

その意味から、「議会と市民との一体性」が前提にあるというべきである。

さらに、京都市会は、より一層の市民との情報共有や市民の議会活動への参画の機会の充実を図り、市民と一体の議会として、市民と議会との関係を構築していく。

3 議会の役割

京都市会は、多様な市民の意見等を的確に反映・集約し、様々な利害を調整し、活発な審議・討議を行い、京都市としての団体意思を決定する。

市民の信託を受けた議員で構成される京都市会は、地方公共団体である京都市としての「団体意思」(注)を決定する合議制の「議事機関」である。

京都市会は、その役割を最大限に果たすべく、多様な市民の意見等を的確に反映・集約し、様々な利害を調整し、市民の意思が十分に反映される活発な審議、討議を行い、より良い政策・施策の実現に努めなければならない。

また、このような「団体意思」の決定に至るまでの過程が市民に見える、分かりやすい議会運営に努める。

注 決議のように機関としての議会の意思(機関意思)を決定するものに対し、「団体意思」の決定とは、条例の改廃や予算の議決のように、地方公共団体としての最終的な意思決定をするものである。

4 市長等の執行機関と議会との関係

京都市会は、二元代表制の下、市長等とは適切な緊張関係を保持し、市長等に対する監視機能を十分に発揮するとともに、積極的に研修及び調査研究に努め、時宜に応じて政策立案及び政策提言を行う。

二元代表制の下、市長等の執行機関に対する監視機能を果たすことは、団体意思の決定機能と並んで、議会に期待される最も基本的で重要な役割である。

この執行機関に対する監視機能を十分に発揮するためには、執行機関とは適切な緊張関係を保持しなければならない。

また、多様化、高度複雑化の著しい現在の社会情勢の下で、拡大する本市の責任領域に関し、豊富なスタッフと情報量を活用して行政を運営していく執行機関に対し、議会が適切に本市の最終的な意思決定をし、堅固な監視機能を発揮していくためには、個々の議員の自己研鑽はもとより、これまで以上に議会として積極的な研修及び調査研究に努め、専門性を高める取組を進めていく必要がある。

そのうえで、執行機関に対する質疑・質問や、執行機関では成し得ない政策立案・政策提言を活発に行い、執行機関と議会との議論を通じてより良い政策・施策の実現に努める。